

平成22年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置（上下水道局）

- 1 選定した特定の事件 水道事業の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について
- 2 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び、地方自治法第252条の38第2項にもとづく「意見」に対する措置について

なお、講じた措置について以下のとおり区分表示しています。

- ①措置を講じた
- ②今後の措置方針を決定した
- ③措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要す
- ④客観的理由により措置できない
- ⑤関係部局等と協議・調整を要する

番号	項目	監査の結果及び意見（要旨）	区分	措置内容及び改善方針
1	料金設定 (1)適切な資産維持費の確保と段階的な料金改定の実施 (P24)	(意見) ①下関市では平成23年4月に水道料金改定を予定しているが、前回料金改定から既に約15年が経過している。長期的な投資計画に基づく将来の資金需要に対する健全な対処が可能となるよう、自己資本の充実を念頭に置いて、適切な料金水準に向けての段階的な料金改定の実施が望まれる。	②	お客様の負担増となる料金改定（値上げ）はできる限り避けるべきであるという基本的な考え方は変わりませんが、今後は長期財政計画（上下水道局における10年先までの財政収支見込みのことであり、毎年6月に前年の事業実績をもとに見直しを行っている。）に基づき将来の資金需要を見込み、自己資本の充実も考慮したうえで料金改定の要否を検討します。
		(意見) ②将来の投資計画等に照らして適切な水準の資産維持費を確保できる資産維持率の設定と、これに基づく料金改定の実施が望まれる。	③	資産維持費を充実させると設備投資資金の財源である企業債への依存度を下げ、長期的には企業債利息の減というメリットがありますが、料金算定期間を超えた将来の負担をお客様に求めることにもなります。従って資産維持費算出のための資産維持率の設定にあたっては将来的な水需要、設備投資等総合勘案の上適正に処理したいと思えます。
	(2)総括原価への導入項目の決定及びその算定 (P26)	(意見) ①休止固定資産の減価償却費や繰延勘定償却費は、料金算定における総括原価の計算から除外すべきである。	②	今後の料金改定においては、休止固定資産の減価償却費や繰延勘定償却費について総括原価算定から除外します。
		(意見) ②下水道使用料徴収受託料相当額は、料金算定における総括原価の計算から除外すべきである。	②	下水道使用料徴収受託料は下水道事業で負担すべき費用であるため、今後の料金改定時における総括原価算定から除外します。

		(意見) ③総括原価の退職給与金算定に当たっては、期間的な負担の公平を担保すべく、退職給与引当金制度を前提とすることが望まれる。	② 新地方公営企業会計制度においては、退職給与引当金について年度末に全職員が退職した場合に要する費用の全額を段階的に引当てるのが義務づけられる見込みですので、新制度施行後の総括原価算定は当該制度に基づきおこないます。
	(3)総括原価の基本料金と水量料金への配賦 (検針集金費) (P27)	(意見) 需要家費たる検針集金費は、将来的に原則通り基本料金に配賦することが望まれる。 平成23年の料金改定案においては検針集金費を水量料金に配賦しているが、検針集金費は各使用者に対して均等に発生する費用であり本来基本料金に含めるべきものである。	② 今後の料金改定においては、検針集金費について「水道料金算定要領」に示されるとおり基本料金へ配賦したいと考えています。
2	水道料金の徴収・滞納管理 (1)口座推進策の実施 (P32)	(意見) 口座制による納付推進のため、割引制度等の口座制推進策の費用対効果を勘案しつつ、導入について検討していくことが望まれる。	① 口座振替推進策として口座振替申込書の郵送を今年度実施予定ですが、今後も水道料金収納率向上に努めたい。
	(2)滞納発生原因ごとの集計と分析 (P33)	(意見) より効果的かつ効率的な滞納回収の体制づくりや回収方法の改善のために発生原因ごとの滞納件数や金額の集計を行うことが望ましい。	② 徴収業務委託業者へ滞納者ごとの督促情報に更に具体的な滞納発生原因を記載するよう指示しました。 これにより、今後は、発生原因ごとの滞納件数の集計及び分析を行い、民間業者への徴収業務委託のメリット生かした、例えば、土日の督促回数の増加を図るなど、効率的な料金徴収を図ります。
	(3)市役所との連携 (P34)	(意見) 下関市役所との更なる連携体制を構築することが望まれる。	⑤ 今後、下関市債権管理委員会の所管部局の一つとして、当該委員会を通じ、個人情報保護法等の適用に配慮しながら、市役所の債権管理部門から滞納整理の情報を得ることにより、全庁的な未収金対策の枠組みの中で滞納の回収を進めてまいります。
3	会計処理 (1)営業費用の期間帰属について (P35)	(指摘事項) 平成20年度に発生した費用であるにもかかわらず、平成21年度の費用として計上されているものがあつた。 地方公営企業法第20条に基づき、すべての収益・費用について発生主義の原則によって会計処理を行うべきである。	① 指摘のあつた電気料を含め、会計処理においては発生主義に基づき適切に処理します。

	(2) 営業費用間の按分について (P36)	(意見) 複数の費用科目にまたがる請求額についてまとめて請求を受けた場合に特定の費用科目に一括して計上しているものがある。合理的な按分計算が可能な費用については、発生した費用を適切な費用科目に按分して計上することが望ましい。	② 合理的な按分計算が可能な費用については、適切な費用科目に按分して計上するように努めます。
	(3) 退職給付引当金 (P37)	(指摘事項) 毎年度退職給与金の不用額を退職引当金として積み立てているが、期末日の債務の適切な表示、適正な期間損益計算及び料金算定における適切な総括原価認識を可能とするためには、退職給与引当金の会計処理方法として、退職金にかかる費用を全勤務期間に負担させる期末要支給額による方法を適用すべきである。	② 新地方公営企業会計制度では退職給付引当金の計上も義務化され、算定方法も期末要支給額になることから、本市の経営状況を考慮の上、年次計画を設定するなど適正に対応いたします。
	(4) 修繕引当金 (P41)	(指摘事項) 賃借対照表上、修繕引当金の計上はなされていないが、期末日の債務の適切な表示、適正な期間損益計算及び料金算定における適切な総括原価認識のために、大規模修繕については修繕引当金を計上すべきである。	② 今後、改修が必要になってくる施設は、状況により改良工事、改修工事、修繕に区分して毎年度作成する長期財政計画により計画的に維持補修を行っており、現状を継続したいと考えています。 なお、新地方公営企業会計制度において定める要件に該当する場合は、引当金として計上する予定です。
	(5) 繰延勘定 (P43)	(意見) 新長府浄水場移転計画のために支出された種々の事業費が、当該移転計画の中止に伴い繰延勘定として計上されている。建設改良費に係る調査費について開発費として繰延勘定に整理する会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計処理方法と考えられるが、調査費の範囲について明確な基準はない。 調査費の範囲を明確にしたうえで、当該調査費に該当しないもので、建設仮勘定に計上されたものの計画が中止になってしまった支出に関しては、繰延勘定に計上せず、固定資産除却損として会計処理することが望ましい。	④ 当該支出は、長府浄水場移転更新に必要とする調査費等であり、公営企業法に則り繰延勘定にて処理しています。 また、新地方公営企業会計制度の施行にあたり、「現在、繰延勘定に計上されている項目については償却を終えるまで繰延勘定への計上を可能とする」旨、総務省から通知がなされており、平成25年度を最終年度として償却するものと考えています。

	(6) 豊浦不明 残高の処理 (P44)	(指摘事項) 預り金の中に内容不明のものが存在している。帳簿上、内容不明の残高が存在することは望ましくないため、当該内容についてさらに調査し、それでも依然として内容が不明であるならば雑収入として処理すべきである。	② 内容不明の預かり金1,257,721円について調査した結果、豊浦町給水工事指定店保証金530,000円、谷吉団地水道事業費負担金727,751円であることが判明しました。いずれも水道事業会計に帰属すべき金銭なので、保証金530,000円は特別利益の過年度損益修正益へ、負担金727,751円は資本剰余金の工事負担金へ平成23年度で振り替えの会計処理を行います。
4	入札・契約 (1) 入札・契約の実施状況 (P46)	(意見) ②公開見積合わせについて少額の物品購入契約の自由参加型見積制度を実施している事実を、現在よりも周知させるために下関市のホームページ等への掲載を行うことが望ましい。	⑤ 公開見積り合せに関する情報については上下水道局本局4階の固定場所に掲示していますので参加業者には十分周知されていると考えますが、さらに参加者を広く募り競争性を高めるためにもホームページでの情報提供について今年度中に実施の方向で市長部局と協同で取り組んでいます。
	(2) 業務委託の状況 (P51)	(意見) 導・送・配・給水管修繕待機業務は、業者の見積もり及び過去の契約を参考に予定価格を決定しているが、業務の内容と関与する人員等が明確な業務の予定価格は、前年度の実績のみならず積算基準による方法が望ましい。	① 当該業務については、他都市の事例等を参考として積算基準を定め、平成23年度の契約から予定価格の決定方法を積算基準による方法に改めました。
		(指摘事項) 北部事務所における3つの待機業務契約は、それぞれ過去の契約額を予定価格として利用しているため、同一の業務であるものの地域によって予定価格が異なっている。同一の業務については同額の予定価格を設定すべきである。	① 当該業務も積算基準を定めましたので、平成23年度実施分から同一業務の場合、予定価格も同額となっています。

5	<p>資産管理</p> <p>(1) 出納管理 (P55)</p>	<p>(指摘事項)</p> <p>所有者不明の現金が金庫内に保管されていた。調査を行ったうえで、適切に処理すべきである。</p>	<p>②</p> <p>所有者不明の現金12千円は、平成12年頃職員用の給料袋から取り忘れた給料として発見されたものです。当時給与の現金支給者を対象に調査を行いました。所有者の特定に至らず現在まで保管されたままになっていました。指摘を受け、当時の担当者等に再度電話で聞き取り調査を行いました。やはり本件に関し新たな情報はありませんでした。</p> <p>当該不明金の処分については前述のとおり公金でないことは明らかですので、何らかの形で職員の福利厚生等に充てたいと考えています。</p> <p>今後金庫で現金を保管する際は、目的・保管期間・取扱者などを明確にしたうえで保管します。</p>
	<p>(2) たな卸資産等管理 (P56)</p>	<p>(指摘事項)</p> <p>① 水道メータ (量水器) のたな卸結果が、固定資産台帳に正しく反映されていなかった。</p>	<p>①</p> <p>水道メータ2個について、固定資産台帳の除却の処理を行い是正いたしました。</p> <p>また、水道メータの資産管理の手順書の中に固定資産台帳の除却処理の項目を加え、事務処理に遺漏が生じないように改善いたしました。</p>
		<p>(意見)</p> <p>水道メータ (量水器) のたな卸の際に、固定資産システムとの照合業務を行うことが望ましい。</p>	<p>②</p> <p>今後は適切なたな卸資産管理のため、水道メータのたな卸の結果報告と固定資産台帳との照合作業を半年に1回行なうこととしました。</p>
	<p>(3) 固定資産管理 (P63)</p>	<p>(意見)</p> <p>① 経営統合等に伴う固定資産の管理について</p> <p>事後的な検証を可能にするために、決算書作成のための各種の基礎資料については、保存期間を長期化することが望ましい。</p>	<p>②</p> <p>資産管理に関し固定資産台帳及び関係資料の保存年限については、下関市上下水道局文書取扱規程第41条及び保存年限基準に基づき設定しておりますが、今後はその他の関連資料についても資料価値を検討の上、適正に年限を設定いたします。</p>
	<p>(P65)</p>	<p>(意見)</p> <p>② 固定資産の取得について</p> <p>固定資産システム上の取得年月日を固定資産システムへの登録日ではなく、実際の取得日にすることが望ましい</p>	<p>④</p> <p>固定資産の取得に係る減価償却は、下関市上下水道局会計規程第129条第1項で翌年度から行うと規定しており、取得日の登録時期に関しては、一括して当年度末としても減価償却に係る事務処理に遺漏は生じませんし、一括処理することにより決算事務を迅速に処理することが可能となります。</p> <p>また、資産取得に関する詳細情報はしゅん工精算書で確認することができますので、当該処理については現行手法を継続したいと考えています。</p>

		(指摘事項) ②固定資産システムへの登録において、耐用年数については地方公営企業法施行規則別表第2号に則った登録をすべきである。	②	誤った耐用年数の登録は、適正な耐用年数に修正入力しました。 今後は資産の種類、構造・用途・耐用年数等を複数人で確認し適正処理に努めます。
	(P70)	(指摘事項) ④資産の除却 類似する複数の資産を一つの資産番号で登録している場合があるが、資産番号を分けて登録すべきである。また、このような場合において、その一部が撤去された場合には、撤去された部分に該当する金額を除却処理すべきである。	②	現在では複数の資産を取得した際、別々の資産番号を付番し登録管理していますが、過去においては類似する複数資産を一件の固定資産として登録しているケースもあります。このような資産の一部撤去については、工事明細書及び積算資料等を参考に撤去部分の金額を算出し一部除却することを原則としていますが、一部除却の金額が算出できない場合は全資産の撤去完了まで除却を保留しています。 なお、今回指摘となった資産については平成22年度に全資産の撤去が完了しましたので併せて除却処理も済ませました。
	(P71)	(意見) ⑤-1 現物管理について 有形固定資産のうち、工具・器具備品については決算品、貯蔵品と同時に年1度の現物調査(実地照合)を実施することが望ましい。	③	工具・器具備品の年1回の実地調査について、3年に1度実施する固定資産調査の予備調査として、毎年実施することを検討いたします。 (QMS内部監査の監査事項に盛り込むことについて検討します。)
		(意見) ⑤-2 実地照合を正確に実施できるように実施マニュアルを作成し、適宜見直していくことが望ましい	②	実地照合を行うに当たり、全局、統一的な実施マニュアルを平成23年度中に作成いたします。
	(P74)	(指摘事項) ⑥建設仮勘定について 固定資産の取得に要する支出を建設仮勘定に計上する場合には、あらかじめ配賦基準を明確にするべきであり、当該配賦基準を設けることが困難な場合には建設仮勘定に計上せず、発生年度の費用として処理すべきである。	②	建設仮勘定による会計処理方法は公営企業法に則り処理をしておりますが、平成23年度からは工事担当課から提出される未しゅん工精算書に固定資産の配賦先及び完成年度等を記載させることで適正に対応いたします。
6	人件費 (2)建設改良費に含まれる職員給与費について (P79)	(意見) 資本勘定職員数については、明確な基準を作成し、年度ごとに見直しを行うことが望ましい	③	資本勘定職員数についての基準設定は公営企業全体の定員管理にも多大な影響があるため、会計への影響や他都市の状況等を踏まえ方針決定します。

7	地方公営企業会計制度の見直し (P81)	(将来に向けて) 地方公営企業会計基準が改正された場合、各種システム改修や決算処理に必要な追加の情報収集、及び経理担当職員への教育等、さまざまな実務上の負担が増加することは想像に難くない。現時点での大まかなシミュレーションを行い、地方公営企業会計基準の改正が実行に移された際に必要な対応等について事前に検討を進めていくことが望まれる。	② 新地方公営企業会計制度は複数年度にわたり段階的に会計制度が見直される予定のため、それらの法改正に遺漏なく対応できるよう準備を進めます。
9	その他 (2) 財下関水道サービス公社への業務委託について (P102)	(指摘事項) 財下関市水道サービス公社への委託業務の予定価格は、委託する個々の業務ごとに必要な費用を見積もる方法で算定すべきである。	② ご指摘のとおり個々の業務ごとに契約額の妥当性を判定すべきであるため、財下関市水道サービス公社へ委託している水道施設の維持管理等業務の予定価格についても、今後は個々の業務ごとに必要な費用を見積もる方法に改めます。
	(3) 下水道事業で発覚した不適切な経理処理への対応状況及び同時に発覚した決算品のたな卸体制の不備について (P105)	(意見) 決算品、貯蔵品の実地調査のマニュアルを作成することが望ましい。 不適切な経理処理（不正経理）への対応として、購入備品の年1回の実地調査（現物調査）を徹底するとされているが、実地調査を行うための実施マニュアル等は存在しない。実地調査の非効率性を排除し、各課での実地調査の実施水準を一定以上に保つために内部統制を構築する必要がある。	② 不適切な経理処理への対応として、 ①購入物品の受領にあたり受領者が実施伺いと照合確認の上、納品書または配送伝票へ受領日、受領者氏名を自署し責任の所在を明確にする。 ②企業出納員の管理の行き届きにくい他課所の金銭及び物品の出納管理を適正に実施するため、「分任企業出納員」を新設し、各所属長の責任において行うこととした。 ③備品の実地調査を分任企業出納員が毎年1度行うこととし、実施結果を企業出納員に報告することとした。 以上3つを再発防止策としました。 なお、備品の実地調査に関するマニュアルを平成23年度中に作成いたします。